平成２６年（フ）第５１号
北海道北見市文京町614番地10
破産者　有限会社鈴木建設工業
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
茨城県ひたちなか市新光町38番地ひたちなかテクノセンター内
破産者　株式会社景観創造社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６０号
愛知県江南市木賀東町新宮118番地
破産者　株式会社Ｋ．Ｓ
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２２号
三重県四日市市諏訪栄町２番６号
破産者　司法書士法人さくら事務所
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
三重県いなべ市大安町石榑東2961番地20　ハイツリバーアイランドＣ棟１Ｂ
破産者　森元　勇太
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
三重県四日市市大池町60番地１、住民票上の住所三重県桑名市参宮通21番地
破産者　内藤　汎一
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
滋賀県高島市新旭町藁園2929番地１
破産者　有限会社研匠
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５８号
京都市西京区大原野西境谷町４丁目12―45
破産者　株式会社タンジェリン・ドロップ
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目13番14号
破産者　株式会社イーツウジャパン
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８６号
岡山県赤磐市周匝1507番地
破産者　山陽高速運輸有限会社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１２号
岡山市東区大多羅町447番地１
破産者　井上刀志一
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２６号
岡山市北区吉備津997番地１
破産者　千田　正美
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
宮崎県延岡市幸町２丁目125番地
破産者　株式会社ＨＥＢ
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１００号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲439番地山城ハイツ３号
破産者　山宏木材センターこと　山口　榮次
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４８号
大分市賀来北２丁目20番16―402号　インペリアルＫＡＫＵ
破産者　大津　浩三
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
山形市青田１丁目７番25―８号
破産者　髙橋　温子
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３８号
川崎市幸区南加瀬５丁目13番28―102号　ブリーズスクエアーＡ
破産者　渡辺　政康
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―1004号　スターブル藤崎
破産者　平野裕一郎
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
川崎市川崎区本町１丁目８番地13　湯尾マンション404
破産者　宮園　克哉
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７３３号
愛知県愛西市北一色町西田面120番地フォーブル佐屋Ａ棟205号
破産者　中河　　光
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７６号
大阪市福島区玉川２丁目３番16―1029号、開始決定時の住所大阪市福島区玉川２丁目３番16―629号
破産者　林和伸こと　林　　和信
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部